

評価書（個票）

事務・事業名	歯科医師臨床研修の実施	担当課 (担当課長)	医政局歯科保健課 (歯科保健課長 田口円裕)	
根拠法令等	歯科医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項	類型	講習研修	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 臨床研修制度は、診療に従事する歯科医師として求められる基本的な診療能力を修得することを目的とし、診療に従事しようとする歯科医師に対して、1年以上の大学付属病院又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けることを義務付けるものである。</p> <p>歯科医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。研修の確実な実施を確保するには、臨床研修を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた施設で実施される必要があるため、その基準を国が定め、基準を満たす施設のみを大臣が指定して臨床研修を実施している。</p> <p>○事務・事業の内容 指定された施設（臨床研修施設）は、臨床研修プログラムを策定し、研修歯科医に対して臨床研修を実施する。</p>			
事務・事業の目的	「事務・事業の概要」を参照			
関連する政策目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</li> <li>・施策大目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</li> <li>・施策中目標I-2-2 医療従事者の資質の向上を図ること</li> </ul>			
関連する業績指標	研修歯科医の満足度調査（満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合）（測定指標）			
指標の目標値等	歯科医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や研修施設等における研修内容が充実しているということでもあり、歯科医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用い、前年度の実績を上回ることを目標としている。			
法人の指定等の状況	歯科医師臨床研修プログラム検索サイト「D-REIS」 <a href="http://www.d-reis.jp.org/common/ad0.php">http://www.d-reis.jp.org/common/ad0.php</a> ※指定施設数等については別紙参照。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	-			
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度） 別紙参照。</p> <p>○事業収入（平成27年度） 特になし。</p>			
国からの補助金等	<p>○補助金・委託費等（平成28年度）：臨床研修費補助金 1,384百万円 内容：臨床研修を実施する際にかかる、歯科医師臨床研修費、歯科医師臨床研修指導医講習会、臨床研修病院情報システム事業等の経費に対する補助を行う</p>			

	うもの。
<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>歯科医師臨床研修制度の見直しは、平成 24 年 11 月に設置された「歯科専門職の資質向上検討会」等において検討が進められ、平成 26 年 3 月 31 日に、「歯科専門職の資質向上検討会報告書」が取りまとめられた。この報告書に盛り込まれた見直しの方向性等を踏まえ、同制度について以下のように所要の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科医師臨床研修施設の指定を受けようとする者が厚生労働大臣に提出する申請書について、「前年度の病床の種別ごとの平均在院日数」の記載を不要とすること。</li> <li>○ 研修プログラムの変更事項について、「研修プログラムの名称」及び「研修歯科医の募集定員」を追加すること。</li> <li>○ 年次報告書について、「前年度の病床の種別ごとの平均在院日数」の記載を不要とすること。</li> <li>○ 厚生労働大臣が歯科医師臨床研修施設の指定を取り消すことができる場合として、① 3 年以上研修歯科医の受入がないとき、② 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたときの 2 つを追加すること。</li> </ul>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務・事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床研修制度は、診療に従事する歯科医師として求められる基本的な診療能力を修得することを目的としており、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。</li> <li>・ 医療の高度化・複雑化・専門化が進むとともに、質が高く、安心・安全な医療を求める患者・家族の声が高まってきている現在の社会状況に照らしても、歯科医師が、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう基本的な診療能力を修得することは従来以上に必要とされるものであり、歯科医師の質を担保し、向上させていくためにも臨床研修制度は必要である。</li> </ul> </li> <li>● 事務・事業の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応する基本的な診療能力を修得するためには、臨床での経験が必要であり、その経験を担保するために 1 年以上研修を義務付けていることは妥当である。</li> </ul> </li> <li>● 事務・事業の有効性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医師の資質を向上させるためには、知識のみではなく、臨床での経験が必要であり、本制度により幅広い分野において研修を行うことで、診療に従事するに当たっての土台となる基本的な診療能力を修得することができるため、本制度は有効である。</li> </ul> </li> </ul>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定等を行う妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床研修は、診療に従事する歯科医師として求められる基本的な診療能力を修得するために必要なものであり、全国一律の基準で一元的に実施をする必要があるとともに、歯科医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要であり、その確実な実施を確保する観点から、臨床研修を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた施設で実施される必要性があるため、指定制度が適切である。</li> <li>・ 実際に臨床の場での経験を積むことが必要であるため、医療機関において実施しなければならず、国が実施することは不可能。</li> </ul> </li> <li>○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定等の基準の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床研修の確実な実施を確保する観点から、臨床研修を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた施設の指定基準を法令等で明確にしており、必</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<p>要に応じて審議会等において専門家、関係者等の意見を踏まえながら見直しを行っている。また、医療機関から申請があった場合には、指定基準を満たしていれば指定を行っており、指定を満たさない場合等には指定を取り消すこととしており、本指定基準は妥当なものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施主体としての指定等法人の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国で策定した指定基準を満たす病院のみを指定しているため、指定を受けた医療機関は、実施主体として適格である。</li> </ul> </li> </ul>
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本制度は、臨床研修を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた医療機関のみを指定して研修を実施させるものであり、臨床研修の確実な実施を確保する観点から必要なものである。</li> <li>● 指定等の在り方については、「事務・事業の見直し状況」にも記載したとおり見直しを行い、平成 28 年 4 月から施行されている。今後は、見直し後の制度の実施状況を見ながら必要に応じて、更なる見直しを行っていくこととしたい。</li> </ul>
<p>備考</p>	